

家

嵯峨野小学校 P T A 規約

昭和63年 5月改正
平成 6年 3月改正
平成17年12月改正
平成21年 5月改正
平成26年 3月改正
平成27年 5月改正
平成27年12月改正
平成29年 3月改正
平成31年 3月改正
令和 2年 3月改正
令和 3年10月改正
令和 6年 3月改正
令和 6年 5月改正

第1条 名称

本会は、嵯峨野小学校P T Aと称し、事務所を嵯峨野小学校内に置く。

第2条 目的

本会は、会員が協力して学校と家庭と社会との連絡を密にし、児童の福祉を増進することを目的とする。

第3条 会員

1項 本会の会員は、正会員と特別会員で構成する。

- イ) 正会員 嵯峨野小学校に在籍する児童の親または親に代わって児童を保護している者および教職員
- ロ) 特別会員 本会の主旨に賛同する有志者

2項 すべての会員は所定の会費を納めなければならない。ただし、会長が認めたときは免除することができる。

3項 イ) すべての正会員は役員、委員になること、動議を提出すること、賛否を表明することができる。
ただし、その職責上、校長は役員になれないが、各種会合に出席して意見を述べることができる。
校長事故ある時は、教頭がこれを代行する。

ロ) 特別会員は、正会員と同様に本会の行事に参加することができるが、賛否を表明（議決）することはできず、役員、委員になることもできない。

第4条 役員及び委員会

1項 役員の種類は以下のとおりとする。

- イ) 会長 1名
- ロ) 副会長 2～5名
- ハ) 会計 2～3名（内1名は学校職員）
- ニ) 庶務 2～3名（内1名は学校職員）
- ホ) 監事 前年度の副会長・会計・庶務は監事となり後任の補助にあたる。ただし、
やむを得ない事情により、会長が認めた場合この限りではない。

2項 役員の選任及び任務は以下のとおりとする。

イ) 役員の選任は、毎年3月の総会において無記名投票により多数決で決定する。

ロ) 役員の任務は、

- 会長 本会を代表し会務を総括し、総会の決議事項を執行する。
- 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 会計 会計事務を司る。会員からの開示請求があればこれを閲覧に供する。
- 庶務 本会の庶務を司る。（記録、通知）
- 監事 本会の円滑な運営のため、役員会を援助並びに補助する。

ハ) 役員会の構成は、役員及び校長とし、会長が招集する。

ただし、全役員の出席がなくても成立する。

ニ) 役員会の任務は、本会の運営について内議し、また既決事項に関する事務を処理する。

3項 イ) 役員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1カ年とし、1年間の任期を終え空席となつた役職は選挙でもってこれを補充する。ただし、1年を超える再任についてはこれを妨げるものではない。

口) 役員の欠員が生じた場合は、補欠選挙で欠員を埋める。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第5条 会計監査

- 1項 本会の会計を監査するため、会計監査2～3名を置く。
- 2項 会計監査は役員会の承認を得て、正会員の中から会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。
- 3項 会計監査はその年度中の会計を隨時監査し、その結果を総会に報告する。
- 4項 会計監査の任期は1カ年とする。

第6条 顧問

- 1項 顧問は、役員会の推薦により総会の承認を得ておくことができる。
- 2項 顧問は、本会の諮問に応じるものとする。
- 3項 イ) 顧問は、次の口およびハの条件を満たした者の中から校長及び役員が推挙することができる。
口) 本会の発展に特に功績のあった特別会員
ハ) 学識、人格高く本会の発展のため適切な助言のできる人

第7条 委員及び委員会・その他

本会の委員及び委員会は、以下の通りとする。

- 1項 委員会の種類は、以下のとおりとする。
○企画運営委員会 ○常置委員会 ○特設委員会 ○選挙細則にもとづく委員会
- 2項 委員会の構成は、以下のとおりとする。
イ) 企画運営委員会は本会役員を各種常置委員長、副委員長及び校長で構成する。なお、常置委員長とは各常置委員会の代表者を指す。
口) 常置委員会として、以下の委員会を置くものとする。
○学級委員会 1～5年生は各学級2名の委員と学年担当の先生、6年生は各学級3名の委員と学年担当の先生
○地域委員会 各町の委員と担当教員
○広報委員会 若干名
○財務委員会 若干名
- 3項 各委員会の任務は、以下のとおりとする。
イ) 企画運営委員会
 - ・各種委員会によって立案された事業計画及び提案事項を審議検討する。
 - ・その他会長が必要と認めた事項について検討及び処理する。
口) 学級委員会
 - ・学年担当の先生とともに学級の児童の健全育成のための様々な取組をおこなう。
 - ・該当学級会員を相互の親睦を深めるとともに教養を高め合うことで教育に対する理解を深める。
 - ・学年担当の先生と保護者との連絡調整の円滑化を図るとともに、学校行事、PTA行事の運営、重要決定事項の徹底に努める。
 - ・児童と会員の福利厚生と心身の健康に関する調査研究及びその改善向上の取組をおこなう。
 - ・会員の保健体育に関する事業の企画立案並びに実施をおこなう。
 - ・会員相互の文化教養を高め、教育に対する理解を深めるため、成人教育の企画立案及び実施をおこなう。

- ・卒業に関する事業の企画立案並びに実施をおこなう。

ハ) 地域委員会

- ・児童の校外生活の安全・安心を図るため、学校、地域、関係諸団体及び諸機関との連携を密にし、安全確保及び校外補導に努める。
- ・本会特別会員の会費の集金をおこなう。
- ・嵯峨野教育後援会の会費の集金をおこなう。

ニ) 広報委員会

- ・本会の活動を、会員（正会員、特別会員）に広報することで理解を深めるとともに協力の拡大を図る。

ホ) 財務委員会

- ・本会の会費外収入の増加のため学校、地域と連携し、ベルマーク回収などの事業を計画立案並びに実施をおこなう。

ヘ) 特設委員会

- ・必要に応じ、企画運営委員会から委嘱された特定の案件の計画立案をおこない、承諾を得、遂行する。
- ・本委員会は委嘱案件の終了をもってこれを解散する。

ト) その他

- ・PTA会員は、子ども安全ボランティア活動に協力する。

第8条 総会及び臨時総会

- 1項 総会は年2回開催することを原則とし、役員の選出、予算、決算および事業その他重要事項を審議する。
- 2項 総会成立の定員数は、全正会員の1/7とする。
- 3項 総会開催に当たっては、議事内容を5日前までに明示することで全正会員に周知しなければならない。
- 4項 総会の議長は、その都度選出しなければならない。
- 5項 臨時総会の開催は、会長が必要と認めた場合または正会員の1/10以上の請求があった場合とする。

第9条 会費および会計年度

- 1項 正会員の会費は、月額300円とする。なお、慎重な検討をもって、会長の承認により会費を減免することができる。
- 2項 特別会員の会費は、年額1口1,000円とし、上限は設けないものとする。
- 3項 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第10条 文書の保存期間

文書の保存期間は、その事業年度末から起算し以下のとおりとする。

ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、保存しておくことができる。また必要に応じて紙による保存によらず、電磁的記録（電子データ）によって保存することができる。

イ) 会計に関する書類 10年保存

ただし、収支決算報告書については、永年保存とする。

ロ) 役員の名簿 永年保存

ハ) 周年事業に関する書類 永年保存

ニ) 理事校担当年度の書類 永年保存

- ホ) 会誌 永年保存
- ヘ) 各委員会の引き継ぎ書類 10年保存
- ト) その他事業に関する書類 2年保存

第11条 慶弔費

- 1項 慶事費は、以下のとおりとする。
 - イ) 教職員の結婚（入籍時）に対して一律現金5,000円とする。
- 2項弔事費は、以下のとおりとする。
 - イ) PTA正会員およびPTA正会員の児童、PTA正会員教職員の配偶者・両親（義父母を除く）を対象とする。
 - ロ) お香典5,000円または供花5,000円（税別）とする。

第12条 PTA同好会

- 1項 PTA正会員は、教養の向上および相互の親睦のため同好会を設立することができる。
- 2項 同好会の設立は下記各同好会の人数以上の発足人により提案され、役員会および総会で承認を得るものとする。
 - イ) バドミントン部・・・2名
 - ロ) バレーボール部・・・6名
 - ハ) 卓 球 部・・・2名
 - ニ) コーラス部・・・5名
- 3項 各同好会はPTAの行事および活動に協力しなければならない。
- 4項 各同好会には部長および副部長をおくものとする。
- 5項 各同好会設立の際は、学校開放事業新年度総会の7日前までに、設立年度のPTA会長に承認を得なければならない。

家

嵯峨野小学校 P T A

選挙細則、内規

役員選出に関する選挙細則及び内規

第1条 役員等の選出

役員は3月総会において、無記名投票選挙により選出するものとする。

第2条 役員候補者選考委員会の構成と任務

- 1項 役員候補者選考委員会は、役員の中から互選で5名及び会長の委嘱による若干名をもって構成する。
- 2項 役員候補者選考委員会は、必要と認められる役員候補者を選考し、これを選挙管理委員会に届出をもって解散とする。ただし、諸事情により定数に満たない事態が発生した場合などは、解散できないものとする。

第3条 候補者の種類及び届出

- 1項 以下の方法で候補者となることができる。

- 立候補（本会に1年以上所属し、正会員10名以上の推薦および嵯峨野小学校学校運営協議会理事会の承認を得られた者）
- 推薦候補（正会員10名以上が推薦し、かつ本人の了解および嵯峨野小学校学校運営協議会理事会の承認を得られた者）
- 指名候補（役員候補者選考委員会が選考し、小学校管理職の確認を得た者）

- 2項 候補者の届出

- イ) 立候補者、推薦候補者は、文書により総会の1週間以上前に選挙管理委員会に届出するものとする。
- ロ) 指名候補者の届出は、総会の5日以上前に届出するものとする。

第4条 候補者の選考基準

- 1項 役員選考に際して次の者は除く。

連続して2年以上役員にあたった者は、選考対象から除かれる。ただし、本人が承諾すれば役員に再任されてもよい。

第5条 選挙管理委員会の構成及び任務

- 1項 選挙管理委員会は正会員の中から会長が委嘱し、総会の10日以上前に委員会を設置することとする。
- 2項 選挙管理委員会は各候補者の届出を受け付け、これを総会3日以上前に公示しなければならない。
- 3項 その他、選挙管理に関する事務一切をおこなう。

第6条 会計監査の選出

- 1項 会計監査の選出は本部役員がおこない、会長が任命する。
- 2項 会計監査は以下のものを除き、選出できる。
 - イ) 本部役員を経験したもの
 - ロ) 地域委員を除く常置委員を経験していないもの
 - ハ) 会計監査を経験したもの

各種委員会委員選出に関する選挙細則及び内規

第1条 選挙細則及び内規

各種委員の選出の内規は、企画運営委員会での議決をもって、決定するものとする。

第2条 委員選出

1項 学級委員および広報・財務委員会の委員は各学級より選出されたクラス委員より、地域委員会の委員は各町より、以下のとおり決定するものとする。

イ) 学級委員

- 各学級より選出されたクラス委員の内、PTA 規約第7条2項ロ) に定める人数が学級委員会に所属するものとする。

ロ) 広報・財務委員

- 各学級より選出されたクラス委員の内、学級委員以外の者は互選により、この2委員会のいずれかに所属するものとする。

ハ) 地域委員

- 各町在住の正会員から互選によって2名を選出する。ただし、各町内の実態によりこの限りではない。
- 地域委員は兄弟姉妹で在学されている場合、上位学年の児童で選出される。ただし、上位学年の児童で地域委員を経験している場合は、下位学年の児童でも選出される。
- 地域委員の委員長及び副委員長に1年間在任経験があるものは、委員経験者の印を対象の子どもが卒業するまで付ける。

2項 委員の任期及び委員長の選出

イ) 委員の任期は1カ年とし、再任は妨げないものとする。

ロ) 各種委員会の委員長及び副委員長は各委員の互選により選出するものとする。

ハ) 各種委員会の委員長および副委員長に1年間在任経験があるもの、および卒業式の謝辞を担当した委員は、委員長および副委員長選出、委員長及び副委員長経験児童のクラスで委員経験者より委員選出がおこなわれる際の委員選出より除かれる。また、各種委員会の委員長および副委員長に1年間在任経験があるものは、卒業式の謝辞を担当する委員の選出より除かれる。ただし、本人が承諾すれば選任または再任されてもよい。

ニ) 本部役員に1年以上在任したものは、委員長及び副委員長選出より除かれる。ただし、本人が承諾すれば選任されてもよい。

3項 一人の子どもについて、1回以上は委員をすることが望ましいものとする。

4項 委員選出の際は選出用の名簿を作成し、未経験者より抽選する。ただし、未経験者のみで委員人数に達しない場合は、経験者より抽選する。

5項 委員経験者であっても、再度の推薦及び立候補を妨げるものではない。

6項 本部役員に1年以上在任したものは、委員選出より除かれる。(地域委員は除く) 本部役員に2年以上在任したものは、永久免除を取得する。

ただし、本人が承諾すれば常置委員に選出されてもよい。

7項 同好会部長

同好会部長に選出された者は、右京北支部の当番校の年度に限り、委員選出より除かれる。ただし、本人

が承諾すれば委員に選出されてもよい。

第3条 委員選挙管理委員会の構成と任務

- 1項 委員選出に当たっては、委員選挙管理委員会を置くものとする。
- 2項 委員選挙管理委員の構成は、前年度の1～6年生の学級委員に委嘱する。
- 3項 委員選出の確認作業をおこない、委員の選出もしくは抽選の実施を決定する。

第4条 付記

- 1項 委員とは、学級・広報・財務の各委員会の委員を指す。
- 2項 兄弟姉妹は上位学年の学級を優先する。
- 3項 委員経験者の印は、対象の子どもが卒業するまで付ける。
- 4項 立候補は兄弟姉妹で在学されている場合、上位学年の学級での受け付けとなる。ただし、上位学年で委員を経験している場合は、下位学年でも受け付ける。取り下げは指定する期日まで受け付ける。

令和3年10月1日施行